

平成31年度事業計画

- 基本方針**
- 1 一般財団法人としてコンプライアンスに従い定款に則った機関運営を行います。
 - 2 公益目的事業の継続のため、収益事業の安定経営に務めます。
 - 3 教職員を支える「福利厚生関係団体」相互の連携を図り、教職員が教育に専念できる環境づくりに努めます。

1 会館の財政・管理運営について

- (1) 一般財団法人への移行趣旨を基に、定款に則った機関運営を行います。そのため、熊本県教育会館を設立した熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、熊本市教職員組合をはじめ、教職員の諸団体や行政当局との連絡を密に行いながら適正な事業執行に努めます。
- (2) 公益目的実施事業等会計と収益事業会計の区分経理を行い、事業収入と管理経費の適正化を図り、中長期的に収支のバランスのとれた経営に務めます。
- (3) 個人情報保護の重要性を踏まえ、法令及びその他の規範、会館の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うようにします。またそのための会館の会員管理は、熊本県教職員厚生情報センターにおいて行います。
- (4) 教育会館の安全管理のため、関係機関と連絡を密に行い保守体制を堅持します。今後発生する改修については「大規模改修検討委員会」で協議をすすめ、改修計画の策定に取り組みます。また、熊本市中央区九品寺自治会の「地域指定一時避難場所」の指定を受け、災害時に地域住民に施設の一部を提供できる体制をとります。
- (5) 事務受託事業である金融機関等の収納等の業務については、熊本県教職員厚生情報センターとの連携のもと適正・迅速にできるように努めます。
- (6) 「教育会館ニュース」を発行し、教育会館設立の目的や現状を全教職員に知らせます。また、教育会館ホームページを活用して、情報の開示と発信に努めます。

2 保険共済事業について

- (1) 会館共済が35年を迎えるにあたり、記念キャンペーンとして募集や記念イベントに取り組みます。設立団体や関係団体との連携を図りながら、団体保険として教職員にとり「親しみやすく、身近な」ものとなるように改善を続けます。また今年度も復興支援キャンペーンとして取り組みます。
- (2) 介護保障の充実につながる新制度を導入します。
- (3) 会館共済特別給付金の申請に対しては、給付審査委員会を毎月2回開催し、給付の適正・迅速化を図ります。

3 教育文化事業について

- (1) 図書寄贈を継続します。寄贈校の選定にあたっては、制度検討委員会を開催し決定します。
- (2) セミナー事業として、育児休業者現場復帰支援『カムバックセミナー』を11月8日に開催し、また教職員及び教育会館周辺の地域住民対象の『ヨーガ教室』を毎月2回開催します。
- (3) 伝統文化や芸能の振興を図る事業として、熊本県下の教職員や児童・生徒のための『会館(学校)寄席』を11月17日～19日に開催します。また「県百人一首かるた協会」、「日本将棋連盟熊本県支部」の活動に協賛し、支援を行います。なお『熊本県教育会館杯百人一首かるた交流大会』を県かるた協会主管のもと8月に開催します。
- (4) 芸術の振興を図る事業としての『アートひろば』は、8月の浜田知明展を計画します。
- (5) 教育相談事業としては、「くまもと親と子と教職員の教育相談室」への支援を引き続き行います。なお、教職員の電話相談室「レモングラス」は平成31年度から休止します。
- (6) 教育文化事業のあり方については、「公益目的支出計画」とも関連があり、制度検討委員会で協議をすすめていきます。